

○ 清涼飲料水

2 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水

(3 冷凍果実飲料及び4 原料用果汁 共通)

(2)りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの

ア 成分規格

項 目		規 格
一 般 規 格	混濁 * <sup>1</sup>	混濁したものであってはならない
	沈殿物 * <sup>2</sup> 又は固形の異物 * <sup>3</sup>	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
	スズ(金属容器入りのものに限る)	150.0 ppm以下
	大腸菌群	陰性
個 規 別 格	ヒ素	検出するものであってはならない
	鉛	検出するものであってはならない
	パツリン	0.050 ppm以下

- \* 1 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する混濁を除く。
- \* 2 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する沈殿物を除く。
- \* 3 原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。